第１００号議案

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年豊川市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　雑則（第３１条・第３２条）」を「第５章　技術管理者の資格（第３１条）
第６章　雑則（第３２条・第３３条）」に、「第６章」を「第７章」に、「第３３条・第３４条」を「第３４条・第３５条」に改める。

第３４条を第３５条とし、第３３条を第３４条とする。

第６章を第７章とする。

第５章中第３２条を第３３条とし、第３１条を第３２条とし、同章を第６章とする。

第４章の次に次の１章を加える。

第５章　技術管理者の資格

（技術管理者の資格）

第３１条　法第２１条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

⑴　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）

⑵　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を

有するもの

⑶　２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

⑷　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑺　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑻　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑼　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑽　１０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑾　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるからである。